Construction Management Association of Japan

2027年度版

日本CM協会の会員の皆様へ

CM賠償責任保険のご案内

（コンストラクション・マネジメント業務特約条項付　専門的業務賠償責任保険）



一般社団法人　日本コンストラクション・マネジメント協会

はじめに

コンストラクション・マネジメント（以下CMと称す）の職能が定着化する中で、CMr及びCM会社（以下CMRと称す）が社会の期待に応える態勢造りの一環として、責任負担能力と経営基盤の安定化は最も重要な施策であります。CMは発注者を始めとする建築生産に携わる関係者との信頼関係が不可欠であり、信頼構築の為にも保険は大きな役割を果たすと考えます。

CMRが保険を介して、共同してリスクを負担する事により業務上の責任を全うする事ができ、会社経営の安定化が図られると共に職能として社会的信頼も得る事ができます。そのためには、不測の事故やトラブルにより発注者に与えた損害を責任を持って対処する態勢を整えておく事が必要です。

CM賠償責任保険は日本におけるCMの健全な普及と発展に向け、専門職業人であるCMRの職能を補完し、その経済的負担リスクを軽減する目的で創設されました。加入者様にとりまして、よりメリットのある制度とすべく、これまでに補償金額の充実化や5年間無事故の加入者様について無事故割引の新設などの制度改定を実施してまいりました。

日本CM協会の団体保険として、会員の皆様におかれましては多くのご加入を頂きますようお願い申し上げます。

一般社団法人　日本コンストラクション・マネジメント協会

CM賠償責任保険の特長

1. **日本国内の「コンストラクション・マネジメント業務（以下、CM業務）」を包括的にカバーします。**
2. **既存の「建築家賠償責任保険」や「請負業者賠償責任保険」などでは、補償の対象とならなかった「CM業務」の遂行に起因する賠償責任をカバーします。**
3. **一般社団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会（以下、日本CM協会）の会員を対象とする保険制度です。**
4. **補償内容は各種パターンから選択することが可能です。**
5. **5年間無事故の場合、無事故割引10%が適用されます。**
6. **保険料は全額損金処理することが可能です。**

※詳細につきましては、本パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店までお問い合わせください。

1 CM賠償責任保険とは

この保険は、CMR（被保険者（※1））が日本国内において「補償の対象となる業務」（下記⑵参照）を遂行するにあたり職業上相当な注意をしなかったことに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされ、結果として被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合に被る損害について支払限度額の範囲内で保険金をお支払いします。

（※1）「被保険者」とは、この保険の補償を受けることができる方をいいます。被保険者の範囲につきましては、P.9の「6」をご確認ください。

⑴ 約款構成

専門的業務賠償責任保険普通保険約款＋コンストラクション・マネジメント業務特約条項＋（オプション）免責条項修正特約条項（コンストラクション・マネジメント業務用）

⑵ 補償の対象となる業務

「CM業務委託契約書およびCM業務委託契約約款に基づいて行う、日本CM協会の定める標準業務（オプション業務を除く）」（※2）が、補償の対象となります。

（※2）具体的には、日本CM協会が定める「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託書（2026年改訂）」に記載された業務に合致する業務をいいます。
詳細はP.15の「Q&A」の、Q1、Q2を参照ください。

「日本CM協会が定める標準業務（オプション業務を除く）」

CM業務委託契約約款・CM業務委託書（2026年改訂）から抜粋

CMr業務内容（CMA標準業務（オプション業務を除く））		
共通業務	**発注**	**事業構想・基本計画**
・CM業務計画書の作成と更新 ・会議体の提案と運営支援 ・プロジェクト構成員の役割分担の整理と更新 ・プロジェクトの情報管理 ・プロジェクト関係者への説明支援 ・プロジェクトにおけるリスク対応支援 ・苦情・不具合による紛争対応への助言 ・CM業務報告書の作成	・プロジェクト実施方式の検討 ・選定方式の検討 ・支払方式の検討 ・設計者/監理者/設計施工者/工事施工予定者（技術協力者）選定用資料の作成 ・設計者/監理者/設計施工者/工事施工予定者（技術協力者）選定における支援 ・設計者/監理者/設計施工者/工事施工予定者（技術協力者）契約についての助言	・事業計画書の作成支援 ・プロジェクト推進計画書の作成と更新 ・事業構想案の作成 ・プロジェクト目標の確認 ・要求条件と制約条件の確認と更新 ・施設の概略計画の作成 ・マスター・スケジュールの作成 ・事業予算の概算 ・基本計画書の作成
基本設計	**実施設計**	**工事施工**
・基本設計方針の確認 ・基本設計スケジュールの確認 ・設計進捗状況の確認 ・基本設計内容の確認 ・設計変更への対応 ・許認可にかかわる事前協議への助言 ・工事施工スケジュール案作成 ・基本設計図書などの確認 ・工事費概算の確認 ・計画説明書（基本設計）の確認	・実施設計方針の確認 ・実施設計スケジュールの確認 ・設計進捗状況の確認 ・実施設計内容の確認 ・設計変更への対応 ・許認可にかかわる申請への助言 ・工事施工スケジュール案の作成 ・実施設計図書などの確認 ・工事費概算の確認 ・計画説明書（実施設計）の確認	・設計意図伝達業務方針書・監理業務方針書・工事施工方針書の確認 ・工事施工の実施状況の確認 ・分離発注された各工事の調整支援 ・設計意図伝達への対応 ・設計変更への対応 ・工事報告書および監理報告書の確認 ・委託者の検査・引渡しの支援 ・竣工後定期点検への対応支援

（注）上記は概要を記載したものであるため、詳細については「業務委託契約約款・業務委託書（2026年改訂）」をご確認ください。

⑶ 補償の対象となる主な損害賠償

プロジェクトにおける関係者(※3)の作業のやり直し、不具合の改善による損害賠償

ただし、以下のいずれかの場合に限ります。

- **CMR（被保険者）が委託者からの具体的な指図と明らかに異なる内容で関係者に指図したことによって発生した場合**
- **CMR（被保険者）の書面による不適切な助言によって発生した場合**

プロジェクトの完成遅延による引渡しを受ける方の営業阻害損害賠償

ただし、以下の場合に限ります。

- **CMR（被保険者）が委託者からの具体的な指図と明らかに異なる内容で関係者に指図したこと**
- **CMR（被保険者）の書面による不適切な助言**

のいずれかによって、設計図または施工図の内容に欠陥が生じ、設計図または施工図の再作成および工事のやり直しが発生し、完成が遅延した場合

CM業務の遂行に起因して発生した第三者の身体の障害、財物の損壊等（滅失、破損、汚損、紛失、盗取、詐取を指します。）に対する損害賠償

（※3）CMR（被保険者）・委託者以外で、プロジェクトに関係し、プロジェクトの遂行に寄与するあらゆる個人および法人をいいます。

上記損害賠償およびその他の損害賠償請求につきましては、約款、特約条項に定める免責事由に該当しない場合が補償の対象となります。免責事由は、P.7の「3. お支払いできない主な場合」のほか、日本CM協会ホームページに掲載している約款、特約条項をご確認いただくか、または取扱代理店までお問い合わせください。

⑷ お支払いの対象の事故事例、対象とならない事故事例

○ お支払対象の事故事例

事故事例①

CMRが発注者からの指示内容を取り違え、設計者に依頼した。設計図が完成した段階で指示内容とは異なることがわかった。設計図を再作成することとなりスケジュールが遅延。設計者（作業のやり直しによる損害）と発注者（営業阻害損害）に損害を与え双方から過失相当額についての損害賠償を求められた。

事故事例②

トイレのナースコールについて、CMRが発注者要求事項を読み落とし、CMRが「ブザーのみでよい」と設計者に依頼した。しかし、竣工検査時に発注者から「そもそも相互対話型が必要だった」と指摘され、工事をやり直したために、発注者から過失相当額の費用の負担を求められた。

事故事例③

発注者より敷地内の保存樹木と撤去樹木のそれぞれの区分につき、指示を受けていたものの、監理者並びに施工者に誤って伝達してしまった。そのため、施工者は「保存樹木」を切り倒してしまった。CMRは発注者より「保存樹木」に係る植替え費用等の賠償請求を受けた。

事故事例④

設計者から工事工期は24カ月との提案があったがCMRは一部設計変更すれば18カ月で可能と考え、発注者に書面による不適切な助言を行った上で、予定工期を18カ月として工事発注業務を行った。その後、CMRの助言に基づいた設計図・施工図では実際には工事不可能な箇所があることが判明。図面の再作成や工事のやり直しのため、プロジェクトの完成が2か月遅延した。発注者より工事期間中の仮事務所延長費用並びに延長分（2か月分）のテナント賃料等得べかりし利益相当分の賠償請求（※）を受けた。

（※）支払限度額に20%を乗じた額を限度に、保険金をお支払いします。

✕ お支払いの対象とならない主な事故事例

事故事例①

実施設計図のモニタリングの時に屋上防水立ち上がり部分の納まりについて変更を依頼したが、設計者等より異論がでたものの委託者に報告せず、無視して依頼内容通りに設計を進めた。その結果、建物完成後、漏水し商品に損害を与え、改修工事も発生して発注者に損害を求められた。

（該当免責条項）コンストラクション・マネジメント業務特約条項 第3条⑤
被保険者が業務を遂行するにあたり通常の手続きに反していることまたは通常の手続きを省略していることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）遂行した行為（不作為を含みます。）

事故事例②

CMRの事務所が火災に遭い、関係書類が消失したため、書類再作成などの作業に時間がかかり、CM業務の履行が遅滞した。発注者より工事の遅れにつき、CMRの責任を問われた。

（該当免責条項）コンストラクション・マネジメント業務特約条項 第4条④
被保険者の履行不能または履行遅滞に起因する賠償責任

事故事例③

現場定例会議で施工者より工程の遅れはないと報告されていたが、実際は遅れており、竣工間際に施工者より工期内竣工は無理との報告がなされた。発注者より工事の遅れを把握出来なかったCMRにも責任を問われた。

（該当免責条項）コンストラクション・マネジメント業務特約条項 第4条⑤
関係者の履行不能または履行遅滞が生じた場合に、履行の追完に要した費用に対する賠償責任および関係者の選定に関わる助言に起因する賠償責任

お支払いの対象とならない主な事故事例

事故事例④

発注者より、地中障害除去の費用額を問われ、1千万円程度と見積額を一桁間違えて報告。実際には1億円の請求があり、プロジェクト費用総額に影響を与えてCMRの責任を問われた。

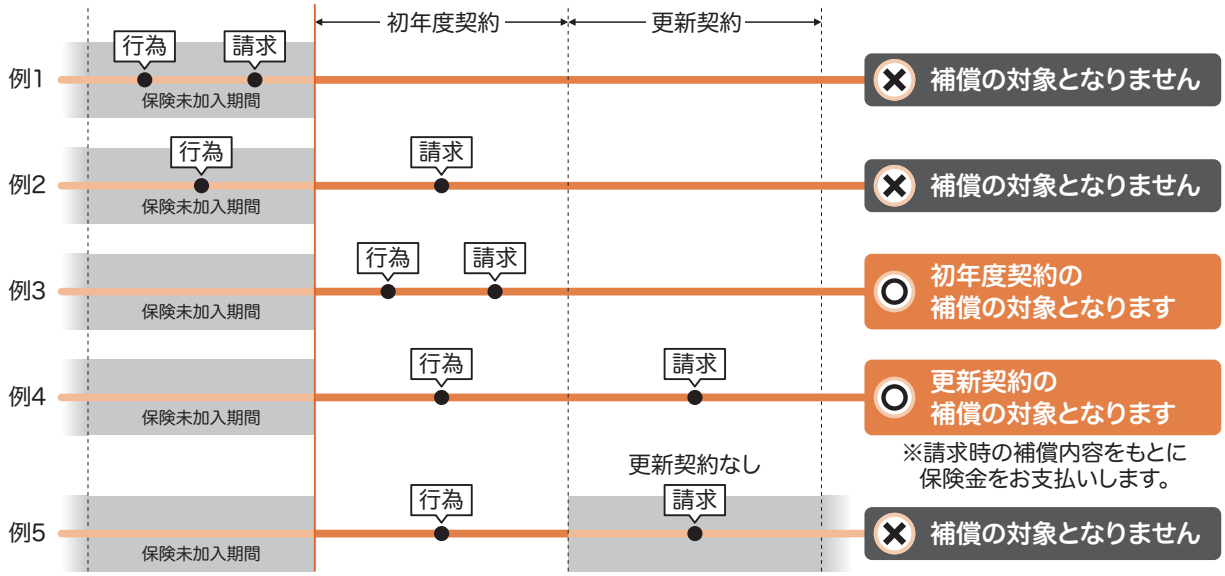
（該当免責条項）コンストラクション・マネジメント業務特約条項 第4条⑩
プロジェクトの遂行に要する費用の総額の管理に関わる賠償責任。ただし、基本設計段階において確定した工事費概算を構成する費用項目、単価または数量について実施設計図の作成時に被保険者が委託者に対して明らかに誤った助言を書面により行った結果、実施設計段階の工事費概算が基本設計段階と異なる金額となり実施設計図の全部または一部を再作成する必要が生じた場合において、その再作成のために直接要した費用に対する賠償責任を除きます。

（注）プロジェクトに関する製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合または仕上がり不良について、プロジェクトに関するこれらの財物の引渡し後、回収、検査、修理、交換その他の措置を講ずるために要した費用について負担する賠償責任は支払対象となりませんのでご注意ください。（ただし、「免責条項修正特約条項（コンストラクション・マネジメント業務用）」を付帯する場合には支払対象となる場合があります。）

⑸ 補償の対象となる期間

この保険の保険期間は2027年4月1日午後4時より2028年4月1日午後4時までの1年間です。
初年度契約ご加入始期日以降に行われた「補償の対象となる行為」により、CMR（被保険者）が日本国内で保険期間中に被害者から損害賠償請求を受けた場合、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、当該業務遂行時から保険契約が継続されていることが条件となります。

補償の対象となる期間のイメージ



（＊）将来請求を受けるおそれのある原因・事由の発生を知り、その具体的状況を遅滞なく引受保険会社へ書面で通知していた場合には、その保険期間終了後５年以内になされた当該事由による請求は、通知を行ったときの保険契約の保険期間の末日になされたものとみなします。

※CM業務を廃止された後の保険のご提供につきましては、個別に代理店または保険会社へご相談ください。

2 お支払いする保険金

お支払いする保険金（※1） ＝ **合計損害額（下記(1)～(3)の合計額）** － **免責金額（自己負担額）**

※1　ただし、1請求支払限度額および、保険期間中支払限度額を限度としてお支払いします。
また、営業阻害損害（※2）については、1請求支払限度額および保険期間中支払限度額の内枠で、かつ、1請求支払限度額および保険期間中支払限度額の20%の額を限度としてお支払いします。

※2　営業阻害損害とは、プロジェクトの完成遅延による引渡しを受ける方の営業阻害損害賠償につき、

・CMR（被保険者）が委託者からの具体的な指図と明らかに異なる内容で関係者に指図したこと
・CMR（被保険者）の書面による不適切な助言

のいずれかによって、設計図または施工図の内容に欠陥が生じ、設計図または施工図の再作成および工事のやり直しが発生し、完成が遅延した場合をいいます。

次のような損害賠償金や諸費用に対して保険金をお支払いします。

(1) 法律上の損害賠償金

被保険者が被害者に対して行う賠償債務の弁済としての支出（弁済によって代位取得するものがあるときはその価額を控除したもの）。

※賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

(2) 争訟費用

損害賠償責任に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用。
争いが訴訟となった場合には、勝訴した場合でもお支払の対象となります。

(3) 協力費用

専門的業務賠償責任保険普通保険約款第24条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定により、被保険者が引受保険会社の要求に従い、引受保険会社による請求の解決に協力するために支出した費用

3 お支払いできない主な場合

直接であるか間接であるかにかかわらず、次の事由によって生じる損害は、お支払いの対象となりませんのでご注意ください。詳細は日本CM協会ホームページ掲載の約款・特約条項をご確認ください。

①保険契約者または被保険者の故意

②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱などの事変または暴動

③地震、噴火、洪水、高潮または津波

④核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

⑤アスベスト、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動、地下水の増減、ちり・ほこり、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、水温変化、電波障害、日照・眺望権の侵害

⑥業務の履行の追完、業務の結果自体の不具合の改善もしくはやり直し、または業務委託料の返還

⑦関係者の履行不能または履行遅滞が生じた場合に、履行の追完に要した費用に対する賠償責任および関係者の選定に関わる助言に起因する賠償責任

⑧プロジェクトに関する製品、半製品、部品、工作物等の財物の不具合または仕上がり不良について、プロジェクトに関するこれらの財物の引渡し後、回収、検査、修理、交換その他の措置を講ずるために要した費用について負担する賠償責任

⑨プロジェクトの遂行に要する費用の総額の管理に関わる賠償責任
ただし、基本設計段階において確定した工事費概算を構成する費用項目、単価または数量について実施設計図の作成時に被保険者が委託者に対して明らかに誤った助言を書面により行った結果、実施設計段階の工事費概算が基本設計段階と異なる金額となり実施設計図の全部または一部を再作成する必要が生じた場合において、その再作成のために直接要した費用に対する賠償責任を除きます。

⑩プロジェクトの完成が遅延したことにより、プロジェクトの目的物の引渡しを受けるべき者の営業活動を阻害したことに起因する賠償責任
ただし、被保険者が委託者からの具体的な指図と明らかに異なる内容で関係者に指図したことまたは被保険者の書面による不適切な助言により、設計図または施工図の内容に欠陥が生じ、設計図または施工図の全部または一部の再作成および工事のやり直しが発生したことでプロジェクトの完成が遅延したことに起因する賠償責任を除きます。

⑪被保険者およびその下請負人の行う設計、監理または施工に起因する賠償責任

⑫日本国以外で発生した他人の損害につき負担する賠償責任

⑬サイバー攻撃

など

<ご注意>

※⑤⑥は、これらの行為・事由が実際に生じた（行われた）と認められる場合に限らず、これらの行為・事由があったとの申し立てに基づく損害賠償請求につきましても補償の対象外です。

※「免責条項修正特約条項（コンストラクション・マネジメント業務用）」を付帯した場合には、プロジェクトの目的物が引き渡された後に、委託者の指図と明らかに異なる内容の被保険者の指図または不適切な助言（書面によるものに限ります。）により、目的物が通常有すべき安全性を欠くこと等の所定の事由が発見されたときは、上記⑧の規定にかかわらず、その事由に関する目的物の検査・修理・交換等に要した費用についての賠償責任も補償対象となります（被保険者に対する損害賠償請求が引き渡し後１年以内になされた場合に限ります。）。ただし、この特約条項で補償される損害についてお支払いする保険金は、1請求または保険期間中の支払限度額の内枠で、かつ、それぞれの支払限度額に５％または20％を乗じた額が限度となります。お支払い条件等、詳しくは日本CM協会ホームページに掲載の特約条項をご確認ください。

4 加入タイプと前年度の年間業務報酬料ごとの保険料

補償内容は以下の22パターンからお選びいただけます。

※申告される年間業務報酬料が、以下の報酬料の間に位置する場合の保険料につきましては、前後の保険料を直線近似した点に相当する保険料となりますので、詳細はお見積もりでご案内いたします。（ただし10円単位）
※各支払限度額に応じた最低保険料は以下の通りです。
500万円…100,000円　1,000万円…100,000円　5,000万円…250,000円　1億円…500,000円
2億円…750,000円　3億円…1,000,000円
※下記保険料には無事故割引は適用していません。5年間無事故の場合には▲10%の無事故割引が適用されます。
※下記保険料には免責条項修正特約の保険料は含まれていません。免責条項修正特約の付帯をご希望の場合は別途お問い合わせください。

加入タイプ	支払限度額（1請求・保険期間中）	1請求につき免責金額（自己負担額）	年間業務報酬料（百万円単位）/年間保険料（円）				
			10	50	100	500	1,000
S—1	500万円	なし	100,000	127,780	216,470	693,760	1,010,530
A—1	1,000万円	なし	100,000	181,490	307,480	985,440	1,435,420
A—2		10万円	—	176,040	298,260	955,870	1,392,350
A—3		100万円	—	130,670	221,390	709,520	1,033,490
B—1	5,000万円	なし	250,000	344,830	584,220	1,872,340	2,727,290
B—2		10万円	—	339,380	574,990	1,842,770	2,684,220
B—3		100万円	—	294,020	498,120	1,596,410	2,325,370
C—1	1億円	なし	500,000	500,000	774,850	2,483,310	3,617,250
C—2		10万円	—	—	765,630	2,453,750	3,574,180
C—3		100万円	—	—	688,760	2,207,390	3,215,330
C—4		300万円	—	—	601,290	1,927,070	2,806,980
C—5		500万円	—	—	528,970	1,695,280	2,469,380
D—1	2億円	なし	750,000	750,000	1,143,200	3,663,840	5,342,400
D—2		10万円	—	—	1,134,860	3,637,090	5,297,880
D—3		100万円	—	—	1,059,760	3,396,400	4,947,290
D—4		300万円	—	—	892,870	2,861,540	4,168,190
D—5		500万円	—	—	750,000	2,326,670	3,394,650
E—1	3億円	なし	1,000,000	1,000,000	1,456,120	4,666,710	6,789,300
E—2		10万円	—	—	1,447,780	4,639,970	6,758,690
E—3		100万円	—	—	1,372,680	4,399,280	6,408,100
E—4		300万円	—	—	1,205,790	3,864,410	5,629,000
E—5		500万円	—	—	1,038,900	3,329,550	4,841,550

5 保険料のお見積もりについて

保険料のお見積もりには、P.11の「CM賠償責任保険　見積依頼票」のコピーに必要事項を記載し、取扱代理店である「株式会社 エイアイシー」へFAXもしくはメールをお願いします。後日、お見積書を送付いたします。
なお、以下に該当される場合につきましては、別途、取扱代理店または保険会社へ事前にご相談ください。

⑴　CM業務の年間業務報酬料が10億円を超える会員

⑵　過去５年以内に、事務所あるいは職員がCM業務に関して賠償請求を受けたことがある会員

＜ご注意＞
本保険には、告知義務に関する規定がございます。引受保険会社に事実と異なることを告げたときには保険契約が解除される場合がございますので、申告についてはご注意ください。業務報酬料の取扱については、P.15～の「Q&A」をご参照いただくか、取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

6 ご加入いただける方・被保険者

この保険に加入できる方（記名被保険者）は、以下のいずれかとなります。

①日本CM協会の団体会員
②日本CM協会の個人会員が所属する法人
③日本CM協会の個人会員で、かつ個人事業主であるもの

〈被保険者について〉

被保険者とは補償を受けることができる方をいいます。
この保険契約では、記名被保険者である上記に加えて、その使用人、および記名被保険者が法人である場合にはその役員の方も被保険者となります。

7 お申込期間について

保険期間は、原則として毎年4月1日午後4時から翌年4月1日午後4時までの1年間となっております。
2027年度契約に中途加入の場合、補償期間は中途加入日（補償開始日）から2028年4月1日午後4時までとなります。

〈2027年4月1日加入の場合〉

1月中旬から、「加入依頼書、保険料算出基礎数字のわかる資料(*)のご提出」および「保険料のお振込み」の受付を開始します。

3月中旬までに「加入依頼書、保険料算出基礎数字のわかる資料(*)のご提出」および「保険料のお振込み」を完了させてください。

（*）事業報告書等の公表資料・客観的資料または該当資料がない場合には、加入依頼書と同時に配布しております「保険料算出基礎数字申告書」をご提出ください。

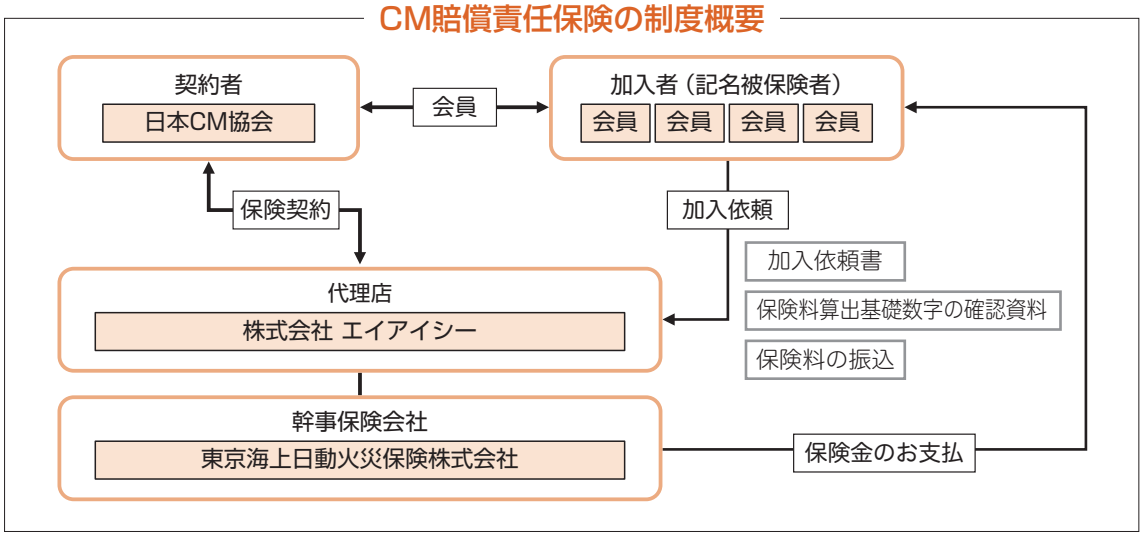
〈中途加入の締切日（4月1日加入を除きます。）〉

毎月1日補償開始での中途加入についても、随時受付けております。ただし、前月の20日までに「加入依頼書、保険料算出基礎数字のわかる資料（*）のご提出」および「保険料のお振込み」を完了させてください。
中途加入の際の申込要領についても、P.10の「8.お申し込みにあたって ⑵加入申込み手続き」をご参照ください。

8 お申し込みにあたって

(1) 契約形態

①日本CM協会を保険契約者とし、日本CM協会の会員を対象とするCM賠償責任保険の団体契約となります。
②万一の事故の際の保険金は、原則として直接被保険者にお支払いし、その結果を日本CM協会に報告します。
（損害賠償金については、先取特権規定が適用され被害者の方へ直接お支払いする場合がございます。詳細はP.17「保険金請求の際のご注意」をご覧ください。）



(2) 加入申込み手続き

1 代理店へのご連絡

本保険制度は、取扱代理店である「株式会社 エイアイシー」が募集を行います。
ご加入をご検討の際は、P.11の「見積依頼票」に必要事項をご記入の上、以下の連絡先へ送信ください。
不明点等のご確認については、以下のフリーダイヤルにご連絡ください。

「見積依頼票」送付先・照会先
FAX：03−6272−6209　TEL：0120−087−677
メールアドレス：info@aic-agt.co.jp
株式会社 エイアイシー
TEL受付時間：9：00 ～ 17：00（土日祝除く）

2 「CM賠償責任保険 加入依頼書」および「保険料算出基礎数字の確認資料」の送付

ご加入の際には、添付の「CM賠償責任保険　加入依頼書」に必要事項をご記入、ご捺印の上、添付の返信用封筒にて取扱代理店までご送付ください。
また、ご加入に際しては、保険料算出基礎数字である前年度の年間業務報酬料を確認できる公表資料・客観的資料をあわせてご提出ください。該当資料がない場合は、加入依頼書と同時に配布しております「保険料算出基礎数字申告書」をご提出ください。

「CM賠償責任保険 加入依頼書」および「保険料算出基礎数字の確認資料」の送付先
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 麹町センタープレイス 2階
株式会社 エイアイシー　宛

3 保険料の振込

加入依頼書をご送付いただきましたら、見積書ご提示の際にご連絡いたします「指定口座」へ、保険料をお振込みください。

株式会社 エイアイシー　行

メールアドレス:info@aic-agt.co.jp
FAX:03−6272−6209

CM賠償責任保険　見積依頼票

見積依頼日	20　　年　　月　　日
(中途加入の場合) 補償開始希望日	20　　年　　月　1　日 (前月20日までの申込・入金要)

加入者情報	郵便番号		TEL	
			FAX	
	住　　所	(フリガナ)		
	加入者名 (法人・個人)	(フリガナ)		
	窓　　口	部署名		
		担当者名		
		E-mail		

保険料算出基礎数字申告欄

保険料算出基礎	申告数字
コンストラクション・マネジメント業務の 年間業務報酬料 (※1)	千円
上記申告数字は、右の期間の数字です。(※2)	20　　年　　月　　日 ～ 20　　年　　月　　日

(※1) コンストラクション・マネジメント業務の年間業務報酬料が10億円を上回る場合には、取扱代理店または保険会社へご相談ください。
(※2) 申告数字は「前年度の年間業務報酬料」をご申告ください。

【根拠資料・補足説明】　(申告数字の根拠資料名や補足説明がある場合にご記入ください。)

当社は、お客様から提供いただいた見積り依頼票記載の個人情報を引受保険会社（東京海上日動火災保険㈱等）より委託を受けて行う各社の損害保険およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがあります。

9 ご加入の流れ（新規加入者・更新加入者とも）

2027年４月１日補償開始契約にご加入を希望される方は、以下のご加入の流れを参考に、お手続きをお進め願います。

12月
業務報酬料の確認
見積もり依頼
ご加入検討

1月
商品内容の照会
ご加入検討

3月中旬まで
※加入依頼書等の
ご送付
保険料のお振込

4月1日～
補償開始

※中途加入につきましては随時受け付けています。（P.9の「7.お申込期間について」をご参照ください。）

10 加入内容の変更について

支払限度額の増額、ご加入の脱退、住所変更や代表者氏名の変更など、加入内容の変更の際には、以下の連絡先へご連絡願います。

ご加入内容の変更の際の連絡先
FAX：03−6272−6209　TEL：0120−087−677
メールアドレス：info@aic-agt.co.jp
株式会社 エイアイシー
TEL受付時間：9：00 ～ 17：00（土日祝除く）

11 事故が起こったら

損害賠償請求を受けた場合または請求がなされるおそれのある原因・事由の発生を知った場合には、遅滞なく、請求者の住所・氏名や受けた請求の内容、または請求のおそれのある原因・事由の具体的状況、その他の必要事項について、次ページの事故連絡票をコピーして必要事項を記入しＦＡＸの上、取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、通知のあった「請求のおそれのある原因・事由」に起因して保険期間終了後５年以内に請求がなされた場合には、この保険契約の保険期間の末日をもって請求がなされたものとみなします。

※保険金請求権については時効「３年」がありますのでご注意ください。

事故の際のご連絡先
TEL: 0120−087−677　FAX: 03−6272−6209
メールアドレス：info@aic-agt.co.jp
株式会社 エイアイシー
TEL受付時間:9:00～17:00（土日祝除く）

株式会社 エイアイシー　行

メールアドレス:info@aic-agt.co.jp
FAX番号:03−6272−6209

CM賠償責任保険　事故連絡票

1. 加入者情報

事故報告日	20　　年　　月　　日					
加入者情報	郵便番号		TEL			
			FAX			
	住　　所	(フリガナ)				
	加入者名（法人・個人）	(フリガナ)				
	窓　　口	部署名				
		担当者名				
		E-mail				
	保険期間		契約タイプ		補償限度額	

2. 事故原因と思われる業務内容

業務の種類	□ 品質管理　□ コスト管理　□ 工程管理　□ その他
業務名	
協会標準業務（オプション業務を除く）	
契約場所	
契約期間	
契約金額	
発注者（委託）者	

3. 事故概要

賠償請求の原因となった仕事を行った日	年　月　日
賠償請求の原因となった仕事を行った場所	
賠償請求の原因となった仕事の内容	
賠償請求を受けた日（事故日）	年　月　日
賠償請求を受けた相手方	住所 氏名
請求内容	（請求額　円）

CM賠償責任保険　補償対象事故チェックシート

本チェックシートは、損害賠償事故がCM賠償責任保険の補償対象となるかを確認するためのシートです。
補償対象となる可能性がある場合には、別添の事故連絡票をＦＡＸにてご連絡ください。

1 損害賠償の原因と思われる行為が対象業務(※1)となるかご確認ください。
確認：委託者との契約内容 ⇔ CM標準業務委託書

NO → 補償の対象の事故となりません。

(※1)「CM（コンストラクション・マネジメント）業務委託契約約款・業務委託契約書に基づいて行う、日本CM協会の定める標準業務（オプション業務を除く）」

YES

2 損害賠償の内容が以下のいずれかにあたるかご確認ください。

NO → 補償の対象とならない可能性が高い事故です。詳しくは、約款、特約条項をご確認ください。

YES

- 関係者の作業のやり直し、不具合の改善
- 完成遅延による委託者の営業阻害損害
- 左記以外の損害賠償で第三者の身体障害、財物の損壊等

YES

3 事故の原因が免責事由にあたるかをご確認ください。

YES → 補償の対象の事故となりません。

【免責事由（一部抜粋）】(※2)
・CMR（被保険者）の履行不能または履行遅滞によるもの
・関係者の履行不能または履行遅滞が生じた場合の履行の追完に要した費用
・関係者の履行不能または履行遅滞が生じた場合の関係者の選定に関わる助言に起因するもの
・プロジェクト目的物の不具合等について引き渡し後に、回収・修理等に要した費用（オプションの有無の確認要）
・委託者、関係者またはCMR（被保険者）の法令違反によるもの
・コスト管理によるもの（**結果1**(※3)を確認。満たせば**NO**）　など

(※2) 免責事由
その他の免責事由につきましては、必ず日本CM協会ホームページに掲載の約款・特約条項をご確認ください。

NO

4 それぞれの損害賠償の内容につき以下の条件に合致するかご確認ください。

- 関係者の作業のやり直し、又は、不具合の改善によるもの
- 完成遅延による委託者の営業阻害損害によるもの
- 左記以外の損害賠償で第三者の身体障害、財物の損壊等によるもの

5 事故原因が**条件A**(※3)にあてはまるかご確認ください。

事故が**条件A**(※3)を原因として**結果2**(※3)が生じたことによるものであるかご確認ください。

NO → 補償の対象とはなりません。

YES → 補償の対象となる可能性が高い事故です。事故連絡票にて事故報告をお願いします。

(※3)

条件A	■CMR（被保険者）が委託者からの具体的な指図と明らかに異なる内容で関係者に指図したため ■CMR（被保険者）が書面による不適切な助言を行ったため
結果1	■費用項目、単価または数量についてCMR（被保険者）が委託者に対して明らかに誤った助言を書面により行った結果、基本設計段階と実施設計段階での工事費概算が異なる金額となり、実施設計図の全部又は一部を再作成する必要が生じた場合で、その再作成費用を請求された場合
結果2	■設計図または施工図の欠陥により、設計図または施工図の再作成及び工事のやり直しが発生している。

※上記はあくまでも目安としてご使用ください。実際の事故は様々な状況・要因により生じますため、保険の対象となるか否かの判定はこのチャートのみで判定することが難しいケースが多くあります。事故の際は取扱代理店にて十分に状況をお伺いしご案内・ご説明をさせていただきますので、対象外の可能性のある事故であっても、ご不明な点は何なりと取扱代理店へお問い合わせください。

12 当保険に関するQ&A

Q1 CM標準業務（オプション業務を除く）を建築設計業務の付随業務として行っています。その場合にもこの保険の対象となるのですか？

A1 建築設計業務の付随業務であっても、CM業務委託契約書・委託契約約款に基づいて行う日本CM協会が定める標準業務（オプション業務を除く）に該当するものは対象となります。

Q2 補償の対象業務は、CM業務委託契約書・委託契約約款に基づいて行われたものに限られていますが、この委託書等とは、日本CM協会が定める標準様式を使用しなければならないのですか？

A2 その必要はありません。日本CM協会が定める標準業務（オプション業務を除く）に合致する業務であれば、契約書・約款・委託書の様式は問いません。

Q3 記名被保険者の使用人についても補償の対象となるとのことですが、臨時雇い、アルバイトやパートも被保険者に含まれますか？

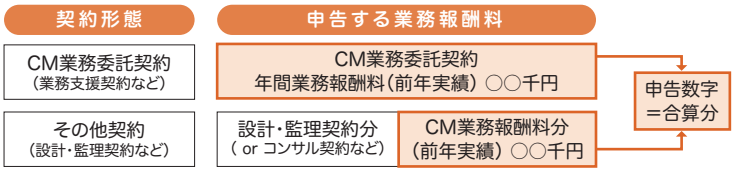
A3 直接の雇用関係があるのであれば含まれます。

Q4 業務補助者に業務委託しているのですが、業務補助者のミスに起因する事故も補償の対象となりますか？

A4 業務補助者のミスにより発生した事故についても、CMR（被保険者）に賠償請求がなされ、CMR（被保険者）が法律上の損害賠償責任を負担する場合で、かつ、この保険の免責事由に該当しないケースであれば補償の対象となります。ただし、業務補助者については、委託関係にあるので、被保険者に含まれません。

Q5 CM標準業務（オプション業務を除く）を建築設計業務の付随業務として行っています。その場合、どのように申告すればよいのですか？

A5 付随業務に相当する額を含めて申告してください。申告すべき業務報酬料は右記の通りとなります。



Q6 区分経理（※）を行っていないので、付随業務の申告分がわかりません。その場合、どのように申告すればよいのですか？

A6 区分ができない場合には、その他契約（設計・監理契約　コンサル契約など）分全体を申告数字に含めて申告してください。契約書、見積書等で付随業務相当額が把握可能な場合には、該当する金額を申告してください。
※区分経理とは、付随業務に相当する額についてもCM業務報酬料として経理処理していることをいいます。

Q7 申告数字の妥当性はどのように確認するのですか？

A7 直近決算数字としてご申告いただいた申告書の「元データ」や「当該契約でCM業務報酬料が分離されていることがわかる「見積書または契約書などの客観資料」から、業務報酬料申告数字の妥当性を検証させていただきます。

Q8 賠償事故により、CMR（被保険者）自身に発生する費用は補償の対象となるのでしょうか？

A8 業務に関してCMR（被保険者）自身に発生する費用は補償の対象となりません（コンストラクション・マネジメント業務特約条項第3条④）。ただし、引受保険会社が認める、損害賠償責任に関する争訟費用や損害賠償請求の解決のための協力費用については補償の対象となります。争訟費用については勝訴した場合でも支払われます。

Q9 プロジェクトの引渡し後のプロジェクトの瑕疵に起因する賠償責任についても補償の対象となりますか？

A9 プロジェクトに関する製品・半製品・部品・工作物等の財物の不具合または仕上がり不良について、これらの財物の引渡し後、回収・検査・修理・交換その他の措置を講ずるために要した費用についての賠償責任に関しては補償の対象となりません（コンストラクション・マネジメント業務特約条項第4条⑧）。ただし、「免責条項修正特約条項（コンストラクション・マネジメント業務用）」を付帯している場合には、一定の条件（※）において、補償の対象となります。ご加入を希望される場合は取扱代理店までご相談ください。

※委託者の指図と明らかに異なる内容のCMR（被保険者）による指図または不適切な助言（書面によるものに限る。）に起因して、引渡し後のプロジェクト目的物が通常有すべき安全性を欠いている、または、目的物の給排水衛生設備等が所定の技術基準を満たさず本来の機能を著しく発揮できないなどの事由が発見された場合で、かつ、損害賠償請求が引渡し後１年以内になされた場合。

Q10 「プロジェクトの完成遅延による引渡しを受ける者の営業阻害損害賠償」についても補償の対象（※）となるとのことですが、ここでいう設計図または施工図とは具体的にはどのような書類を指すのですか？

A10 設計図とは、「建築物の建築工事実施のために必要な図面、および仕様書」をいい、施工図とは、「設計図面を実際に施工に移す場合に作成される図面」をいいます。

（※）営業阻害損害賠償の補償条件
次の事由によるプロジェクトの完成遅延に起因する賠償責任
・CMR（被保険者）が委託者からの具体的な指図と明らかに異なる内容で関係者へ指図したこと
・CMR（被保険者）の書面による不適切な助言
のいずれかによって、設計図または施工図の内容に欠陥が生じ、設計図または施工図の再作成および工事のやり直しが発生したことでプロジェクトの完成が遅延したことにより、引渡しを受ける者の営業活動を阻害したことに起因する賠償責任であること。

Q11 プロジェクトの遂行に要する「コスト管理業務」に起因する賠償責任は全て免責になるのですか？

A11 いいえ。以下の条件の全てに当てはまる場合において実施設計図の再作成のために直接要した費用に対する賠償責任については補償の対象となっています。ただし、その他のケースは全て免責となります。

（※）プロジェクト費用の管理における補償条件
・基本設計段階において確定した工事費概算を構成する費用項目、単価または数量について実施設計図の作成時に被保険者が委託者に対して明らかに誤った助言を書面により行ったこと
・その結果、実施設計段階の工事費概算が基本設計段階と異なる金額となったこと
・そのため、実施設計図の全部または一部を再作成する必要が生じたこと

Q12 ピュアCM業務に対して法律上どのような賠償責任が問われるのでしょうか？

A12 報酬を得て業務を行うにはそれ相応の責任が発生し、その責任の履行を怠れば賠償責任を問われる場合があります。CM業務は民法上準委任行為と解釈されていますが、準委任行為で負う責任には、契約上の責任として①善管注意義務責任、②報告責任、③債務履行責任、そして契約外の責任として不法行為責任があり、その責任を問われれば損害を賠償しなければならない場合があります。保険での有無責については個別事案ごとに判断いたしますので、実際に事故が起こった場合はP.12「事故の際のご連絡先」にご連絡ください。

ご注意いただきたいこと

■もし事故が起きたときは

被保険者に対して請求がなされたときは、遅滞なく、損害賠償請求者の住所・氏名および請求の内容ならびに他の保険契約等の有無および内容その他の必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。被保険者が請求を受けるおそれのある原因または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、請求のおそれのある原因または事由の具体的状況について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、通知のあった「請求のおそれのある原因・事由」に起因して保険期間終了後５年以内に請求がなされた場合には、この保険契約の保険期間の末日をもって請求がなされたものとみなします（末日まで保険が有効であった場合において、この保険契約での補償対象となります。）。保険金請求権については時効（３年）がありますのでご注意ください。

■ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、パンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

■共同保険について

この保険は下記の複数の保険会社による共同保険契約であり、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行ないます。

〈引受保険会社〉	〈引受割合〉
東京海上日動火災保険㈱（幹事保険会社）	８９％
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	１１％

■示談交渉サービスは行いません。

この保険には、保険会社が被保険者に代わって被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者（被保険者）ご自身に被害者との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知置きください。なお、引受保険会社の同意を得ないで示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

■保険金請求の際のご注意

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第１項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第２項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

■ご加入の際のご注意

●告知義務

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※取扱代理店には、告知受領権があります。

●通知義務

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

●他の保険契約等がある場合

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

〔他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合〕

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

〔他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合〕

損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

●補償の重複に関するご注意

補償内容が同様の保険契約（特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●中途脱退について

保険期間の中途で契約を脱退される場合は、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご加入の内容、脱退の時期等により、保険料をお返しできない場合がありますので、ご了解ください。

●加入者証

ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、団体窓口にご照会ください。

●代理店の業務

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店と有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

●保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（＊））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（＊）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

●重大事由による解除について

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

●このパンフレットはCM賠償責任保険（コンストラクション・マネジメント業務特約条項付　専門的業務賠償責任保険）の内容についてご紹介したものです。詳細は日本CM協会ホームページ掲載の保険約款によります。ご不明の点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

この保険は一般社団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会を保険契約者とし一般社団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会の会員等を被保険者とするCM賠償責任保険（コンストラクション・マネジメント業務特約条項付専門的業務賠償責任保険）団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は一般社団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会が有します。

<お問合せ先・取扱代理店>

株式会社 エイアイシー

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-3-8 麹町センタープレイス 2階
TEL：0120−087−677　FAX：03−6272−6209
受付時間：9:00～17:00（土日祝除く）

<引受保険会社>

（幹事会社）東京海上日動火災保険株式会社

公務第一部公務第一課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4
TEL：03−3515−4122

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

注意喚起情報

東京海上日動火災保険㈱は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人　日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険㈱との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

03-4332-5241（全国共通）
受付時間：午前9時15分～午後5時
（土日祝・年末・年始を除きます。）

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

2026年10月作成
［26T-001139］